

北里大学において調査委員会等で調査した公的研究費の概要

【厚生労働科学研究費補助金】

①医療技術実用化総合研究事業

研究課題／多施設共同臨床研究を推進するための戦略的国内外ネットワーク整備とそれを担う人材育成

研究目的／本研究は、ネットワークされた機関を最大限に機能させるための戦略を備えたネットワーク作りと、それを運営させるための能力を備えた人材の育成を目的とする。

事業期間／平成 19 年度～平成 21 年度

補助金額／272, 214 千円

<NPO法人との取引>

「利益相反マネジメントに関する調査 252 万円」「患者データ入力・データベース作成 297 万円」の 2 件、総額 549 万円。

【NPO法人の概要】

特定非営利活動法人日本保健医療情報マネジメント機構として平成 19（2007）年 6 月 4 日に設立された。事業は、保健医療情報を提供するための調査研究のマネジメント及びコーディネートを行うことを目的としている。本件事案の担当教授が理事長を務める（調査委員会での調査により判明）。

<補助金返還>

平成 19 年度に行った「患者データ入力・データベース作成（事業費 2, 971, 500 円）」の当該年度末の事業達成度が 20%（平成 24 年 3 月末で 100%達成）であったため返還となった。

②地域医療基盤開発推進研究事業

研究課題／医療技術の社会的役割と経済性の評価に関する研究

研究目的／本研究は、医療機器の実用推進により期待される疾病負担の軽減を推定、評価する手法を検討し、実用可能な評価手法を提案し、有用性の高い医療技術の早期導入に資することを目的とする。

事業期間／平成 20 年度～平成 21 年度

補助金額／9, 502 千円

③医療技術実用化総合研究事業

研究課題／研究開発を先導する治験・臨床研究中核拠点整備

研究目的／本研究は、研究者・医療機関が医薬品・医療機器の開発力を強化し、自らが企画し、企業に提供するという一連のプロセスを先導する組織の確立と、それを支える人材の育成と持続的供給を行う中核拠点の整備を目的とする。

事業期間／平成 22 年度～平成 23 年度

補助金額／211, 831 千円

<補助金返還>

震災の影響から、平成 22 年度に行った「倫理講習会システム・臨床研究教育用コンテンツ作成（事業費 12,175,800 円）」の当該年度の事業達成度が 50%（平成 24 年 3 月末で 100%達成）、「臨床研究・治験支援システム開発（事業費 11,655,000 円）」の事業達成度が 60%（平成 24 年 5 月末で 100%達成）であったため返還となった。

【文部科学省大学改革推進等補助金】

④戦略的大学連携支援事業

プログラム／実践的プロジェクト教育による多角的連携に基づく人材育成と医療イノベーション

取組目標　／従来の共同研究、共同シンポジウムを中心とした医学部と理工学部の連携実績に基づき、北里大学の医療分野と他大学の社会系・情報系分野の学際的・多角的連携により、最先端の医療経営及び医療イノベーションの専門的教育を確立し、共同大学院設置を目指す。

事業期間　／平成 20 年度～平成 22 年度

補助金額　／187,554 千円

⑤臨床研究人材育成教育コンソーシアム

プログラム／地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム

取組目標　／本プログラムは、イノベーションを創出しうる国際レベルの臨床研究を実施できる臨床研究者、研究支援者（データマネジャー、生物統計家、リサーチコーディネータ）の養成を目標とする。

事業期間　／平成 19 年度～平成 21 年度

補助金額　／58,286 千円

<NPO法人との取引>

「コンソーシアムHP 451 万円」「コンソーシアムHP 機能追加 525 万円」「臨床研究教育海外事例調査 294 万円」「コンソーシアムHP 二次拡張 440 万円」「HPシステムバージョンアップ 189 万円」の 5 件、総額 1,899 万円。

【補助金返還の経緯】

平成23年

- 7月19日 文科省補助金④の事業に関し、匿名の投書（研究費使途の調査要請）が大学に郵送される。
- 7月20日 文部科学省にも同様の投書が届き、同省から調査を要請される。
- 7月28日 調査委員会を設置
- 8月24日～9月16日 外部の監査法人により調査を行う。
- 8月25日～9月26日 調査委員会により調査を行う。
- 9月30日 文部科学省に調査報告書を提出する。
「私的流用の事実は見られなかった。」

10月13日～平成24年1月11日

引き続き調査委員会で、厚労科研費①②、文科省補助金⑤について、主にNPO法人との取引関係を中心とした調査を行う。

平成24年

- 1月11日 調査委員会から調査報告書が提出される。
- 1月19日 懲戒委員会を設置。
- 1月20日 理事会に調査結果を報告、懲戒委員会・研究費適正使用推進委員会を設置
- 1月26日 厚労科研費①③について、匿名の投書（研究費不正流用）が大学に郵送される。
厚生労働省にも同様の投書が郵送され、同省から2月末までに調査を要請される。
- 1月27日～2月21日 医学部において厚労科研③の調査を行う。
- 2月29日 厚生労働省に調査報告書を提出する。
「私的流用など犯罪に抵触するような行為は認められなかった。しかし、利益相反取引、公的研究費取扱に関する学内基準及び就業規則に抵触する恐れのある事実もあった。また、委託内容と異なる成果物、未完成であるもの等が確認された。」
- 3月15日 懲戒委員会から答申書が提出される。
- 3月16日 理事会において懲戒処分等を決議する。
- 5月9日 厚生労働省に未完成事業の調査結果と今後の改善策を提出する。
「3件の未完成研究事業の詳細と、今後の改善方策を報告する。」
- 5月24日 厚生労働省から「交付決定一部取消通知書」（返還命令書）が送達される。
- 5月31日 本学から32,452,236円を返還納付する。
(当該事業費26,803,000円＋加算金5,649,236円)